

## 2 官業改革関係

### ア 施設等の整備・管理・運営等

事項名	措置内容	前計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
刑事施設の民間開放推進 (法務省)	a 今後、刑務所等の新設に当たっては、P F I手法により設置した美祢社会復帰促進センターの実施状況も勘案しつつ、P F I手法による整備を積極的に進めるとともに、刑事施設の警備その他の収容及び処遇に関する事務の民間委託を行う等、民間開放を推進する。	計画・法務 オ	逐次実施		
	b 既存施設の警備その他の被収容者の収容及び処遇に関する事務については、先行事例(美祢社会復帰促進センター)の実績に対する評価も踏まえつつ民間開放を推進する。		逐次実施		
庁舎・宿舍の民間開放推進 (財務省)	a 庁舎・宿舍の維持管理についても、民間開放を推進する。	計画・住宅 ウ	逐次実施		
	b 庁舎・宿舍の集約立体化等に当たっては、P F I方式の一層の活用を図る。		逐次実施		
日本万国博覧会記念機構 (財務省)	a 日本万国博覧会記念機構が実施している業務のうち、公園の整備・運営に関して行われている業務については、既に施設運営・管理、動植物管理、利用者サービス等について民間開放を実施しているが、今後とも更なる業務効率化を図る観点から、民間開放の対象業務拡大について検討し、必要な措置を講ずる。	重点・官業 (1)	平成 19年度までに検討・結論、以降速やかに措置		
	b また、基金事業についても、一層の民間の知見を取り入れることにより、効率的かつ効果的な助成金の交付となるよう努める。		平成 19年度までに検討・結論、以降速やかに措置		

事項名	措置内容	前計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
船員保険保養所 (厚生労働省)	<p>船員保険保養所については、平成 17 年度末までにその数を平成 13 年度の半数とするとの合理化計画に基づき、27 施設のうち約半数の 13 施設が既に廃止されたが、残り 14 施設についても、そのほとんどで採算がとれない状況にある。施設運営の厳しい状況にかんがみ、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」においては、平成 18 年度以降についても、関係者間の議論を踏まえ、合理化計画を策定するとの閣議決定がなされているところであるが、新たな合理化計画については、船員保険法の抜本改正に伴い、未だ策定されない状況にある。</p> <p>したがって、船員保険法の抜本改正後に、速やかに検討を開始し、関係者の合意を得た上で、平成 19 年度中に合理化計画を策定し、当該計画に基づく施設の合理化を平成 22 年度までに行うよう努める。</p>	重点・官業 (1) 〔計画・住宅ウ〕	結論	以降実施	
政府管掌健康保険保養所の民間開放推進 (厚生労働省)	a 整理合理化計画を前倒しして実施するとともに、運営収支の改善が見られない施設は、速やかに廃止、売却する。	計画・住宅ウ	逐次実施		
	b 機構の施設の譲渡・廃止を真に効率的かつ効果的に行うためには、如何なる業務を機構内部で行い如何なる業務を外部に委託することが望ましいのかについて検討・整理し、外部委託を行うことが合理的とされた業務についてそれを実施する。	重点・官業 (1)	結論	措置	

事項名	措置内容	前計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>c また、現行の施設売却業務は、媒介業務と入札の補助業務を一体とした委託により行われており、当該業務の入札は、公募プロポーザル方式により選定された宅地建物取引業者に限定された指名競争入札により実施されている。本来、媒介業務とは売主にとって最適な購入者を探し出す労力等の提供を意味するものである。加えて、施設売却を最も効率的かつ効果的に行うためには、宅地建物取引業者のみに止まらず他の専門業者の知見を活用することが極めて有効と考えられ、そのためには、当該業務を適切な単位に区分し入札を実施するなどの方法も考えられる。</p> <p>したがって、施設の譲渡・廃止業務の一部を外部委託することが合理的と判断される場合にあっては、宅地建物取引業者以外の他の専門業者を含めた民間事業者の知見が最も効果的に発揮できるよう、委託業務を適切に区分し、入札参加者を宅地建物取引業者に限ることなく、他の専門業者にも広く開放し具体的に多数の他分野事業者の参入を確保するかたちで機構業務の円滑な実施に資するよう質の確保に十分留意しつつ一般競争入札を実施する。</p>		結論	措置	

事項名	措置内容	前計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>d 機構が施設を売却するに当たっては、売却価格を最大化することで健康保険財政に対する損失を最小化することが求められており、その入札手続きは、透明で公正かつ効率的で効果的な方法により行われる必要がある。</p> <p>現在、機構は、施設の入札において、当該施設の売却予定価格を下回った場合には入札は無効としており、また、その予定価格については非公表としている。ただし、時価3億円以下の物件や不落物件等については、入札前の最低売却価格の公表を可能としているところである。他方、裁判所における不動産の競売や財務省における相続税物納財産の公売については、大量の物件について最低売却価格(売却基準価額・買受可能価額、見積価額)を設定し、それらをすべて公表している。したがって、機構は、物件の最低売却価格や参照価格を設定した場合には、これを開示する。</p>		措置		
	<p>e これまで施設売却業務の委託業者が、施設の購入者から媒介手数料を徴収することに関し機構は関与しないとの立場をとってきたが、機構は、本年度より委託業者をして機構業務に専念させるため、購入者からの手数料收受を禁じる措置を採用している。宅地建物取引の媒介手数料は、購入者への物件の紹介や契約に必要な情報の提供といった媒介業者が購入者に対し提供する労力への対価として、支払いがなされるものであるが、機構の施設売却に当たって機構の委託業者が媒介手数料を購入者から收受していた場合には、これが委託契約に照らし適切に行われたか検証されるべきである。したがって、機構は、これまでに委託業者が徴収した媒介手数料の実態を調査し、その結果を踏まえ、契約の解除等を含む適切な措置を講じる。</p>		措置		

事項名	措置内容	前計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
京都年金基金センター (厚生労働省)	<p>京都年金基金センター(「らんざん」)は、企業年金制度の加入員及び受給者のための研修・保養等を目的とした施設である。</p> <p>平成17年度の運営状況は、約2500万円の赤字であり、宿泊室稼働率も60%となっているが、経営改善の一環として、平成17年度から運営を民間に全面委託し、会員以外の利用を積極的に行うなど、平成18年度も継続して独立採算達成に向け徹底した経営努力に取り組んだことにより、平成18年度における運営状況(見込み)は約500万円の黒字となり、宿泊室稼働率も73.6%と向上している。</p> <p>したがって、独立採算による運営を継続させるための経営努力を引き続き行うとともに、仮に、今後、赤字基調に復帰した場合には、会員のニーズを考慮しつつ、施設の売却を含めた抜本的な運営方法等の見直しを行う。</p>	重点・官業 (1) 〔計画・住宅ウ〕	逐次実施		
雇用・能力開発機構が管理・運営する雇用促進住宅に係る業務の見直し (厚生労働省)	<p>雇用促進住宅については、早期の廃止が決定されていることから、これを着実かつ円滑に推進するため、機構は、民間事業者の知見・ノウハウを活用し住宅の売却方法について常に工夫を行いつつ、住宅の売却を着実に推進し、これを可能な限り前倒しできるよう取り組み、遅くとも平成33年度までにすべての処理を完了する。</p> <p>また、明け渡し請求に関する期限、立退き料等について、元々政策的に格安な対価によって特定の資格者に対してのみ受益を与えてきた措置であったことを踏まえて、民間同士の借家法適用住宅における立退き料等とは異なり、土地収用法の基準(「公共用地の取得に伴う損失補償基準(昭和37年10月12日用地対策連絡会決定)」)を踏まえ、特別な追加的受益を入居者に得させることのない基準を設定し、これに沿った早期の移転を進める。</p>	重点・官業 (1) 〔計画・市場ウ〕	平成19年度以降縮小、遅くとも平成33年度までに廃止		

事項名	措置内容	前計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
鉄道建設・運輸施設整備支援機構 (国土交通省)	a 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の鉄道建設・保有業務については、民鉄線(鉄道建設・運輸施設整備支援機構においてP線に区分されるもの)を建設して鉄道事業者に譲渡してきたが、今後は新規の建設・譲渡は行われず、また、これに伴い、債権回収・債務返済業務を着実かつ効率的に行うことが求められていることから、借換えを行う際の資金調達コストの縮減に一層取り組むとともに、債務者である鉄道事業者の期限前返済を行う意向があるかを十分に踏まえつつ、債務の着実な返済や債務者である他の鉄道事業者に対する不利益を生じさせることがないことを前提として、期限前返済に係る条件を検討する。	重点・官業 (1)	平成19年度中を目途に検討・結論、以降速やかに措置		
	b 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造等業務については、現在、約378億円もの債務超過状態にあることから、信用リスクの外部審査委託など債権管理・回収強化に努めているが、さらに、民間金融機関で行われている信用リスク管理手法を参考にしてリスク管理体制を強化し、財務内容の改善を図る。		平成19年度中を目途に検討・結論、以降速やかに措置		
	c 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の高度船舶技術開発等業務については、助成金交付業務、利子補給業務及び債務保証業務が、技術の開発支援・実用化支援の一環として一体的に運営されていることを踏まえ、次期中期計画策定時に、実績の少ない業務についてニーズや有効性の検証等を行うことにより、業務の財務基盤となっている信用基金の存続の必要性を含め総合的に見直す。		平成19年度中を目途に検討・結論、以降速やかに措置		

事項名	措置内容	前計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
都市再生機構 (国土交通省)	a 機構の行うべき都市再生事業を民間のみでは実施困難なものとするため、例えば、権利関係が輻輳し調整が難しいこと、採算性が低いことなど機構が事業を行うことができる基準を明確化する。	重点・官業 (1)		平成20年度までに結論、結論を得次第措置	
	b 現在、事業が進んでいるものの中で、リスクが少なく民間に売却が可能であり、当該地域のまちづくりの方針との関係で支障がないものについては、事業の初期段階であるかどうかにかかわらず売却を進め、民間の事業機会創出のバックアップに努める。			平成20年度までに結論、結論を得次第措置	
	c 事業に際しては、良質なまちづくりの実現を図るとともに土地の有効高度利用を図ることによって売却価額の高額化をはかるなど、事業総価値の最大化を目指す。			平成20年度までに結論、結論を得次第措置	
	d 機構の保有する賃貸住宅のうち、公営住宅階層の居住者が大半を占めているものについては、機構本来の役割に徹するべく地方公共団体に譲渡するなどして機構の業務から切り離すため、当該団体と協議する。			平成20年度までに結論、結論を得次第措置	

事項名	措置内容	前計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	e 老朽化した賃貸住宅の建替え事業の際、機構法第26条第1項第2号の基準を厳格に運用し建て替え事業を厳選するとともに、建て替え事業の目的や必要性を公表することにより同条が適切に運用されていることを検証し得る条件の整備、周辺棟・団地等への移転を積極的に活用するなど、現在の制度を抜本的に見直す。これに伴い、家賃減額についても、縮小の方向で見直す。			平成20年度までに結論、結論を得次第措置	
	f 建替え事業の際に、建物を広域的に集約化し、その結果生じる整備敷地(余剰地)については、公共施設用地や民間の住宅用地として供し、資産の圧縮に努める。			平成20年度までに結論、結論を得次第措置	
	g 機構の持つ77万戸の賃貸住宅について適正化に向けた今後の削減目標を明確にする。			平成20年度までに結論、結論を得次第措置	
	h 既存賃貸住宅への新規入居者との賃貸借契約は、建替え予定の団地以外においても、定期借家契約を幅広く導入する。			平成20年度までに結論、結論を得次第措置	

事項名	措置内容	前計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	i 管理業務においては、入札などを行い、可能な限り民間委託の範囲を拡大し、業務の効率化と管理コストの削減を図る。			平成20年度までに結論、結論を得次第措置	
	j ニュータウン整備事業については、新規事業は着手しないこととしているが、既に実施中の事業については、中期目標において、平成25年度末までに工事完了、平成30年度末までに供給完了とされており、今後も膨大な事業コストが発生すると思われる。これらは、積極的に、中止、縮小等事業の見直し、民間事業者への早期売却を一層促進する。			平成20年度までに結論、結論を得次第措置	
	k 建替え事業に伴う整備敷地（余剰地）の売却促進、事業用定期借地（底地）の証券化、関連会社の株式売却等による資産圧縮を図る。			平成20年度までに結論、結論を得次第措置	
	l 機構の経営改善計画によると、繰越欠損金の解消時期は、平成30年度末となっているが、繰越欠損金の解消時期の前倒しを図れるよう、経営改善計画の細部に渡り見直しを行う。			平成20年度までに結論、結論を得次第措置	

事項名	措置内容	前計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>m 機構においては、地方公共団体などの他の株主の同意を得つつ、平成13年度末で58社あった特定関連会社及び関連会社を18年度末までに28社に再編整理したところである。その内訳は清算が1社、株式売却による自立化が8社、残り21社は合併となっている。特定関連会社及び関連会社の数は半減するなど一定の成果が見られるが、今後の関連会社等の整理合理化は、整理合理化の効果に着目し、関連指標を見据えつつ、経営が安定し、出資目的が達成されたものについては、株式売却等に努めるよう、出資者である地方公共団体等との協議を進める。</p>			平成20年度までに結論、結論を得次第措置	
	<p>n 関連会社等の業務は、機構が本来自ら行う業務を代行するものと、大規模賃貸住宅の管理に係る民間事業者のノウハウの蓄積が必ずしも十分でないために関連会社等が行っているもの等がある。これら業務に関しては、本体業務との関連性、一体性を考慮しつつ、後者に区分されるものについては、現在の居住者サービスの質を下げないこと等を前提とし、コストの削減が可能かどうかを比較検証した上で、一定の仕様を定めて、競争性のある入札方式により外部に発注する方策の導入について検討する。</p>			平成20年度までに結論、結論を得次第措置	
	<p>o 関連会社等以外への競争性のない随意契約についても、可能な限り、一般競争入札等（競争入札・企画競争等）に移行する。</p>			平成20年度までに結論、結論を得次第措置	

事項名	措置内容	前計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
防衛施設(広報施設、倉庫、整備工場等)の民間開放推進(防衛省)	a 防衛省におけるPFI事業活用のメリットを勘案すると、当面次のような分野においてPFI事業による民間開放を推進する。 ・公務員宿舎 ・広報施設(特に新規施設及び機能増大の場合) ・厚生施設(特に新規施設及び機能増大の場合)	計画・住宅ウ	逐次実施		
	b 今後整備・補給、輸送、教育・訓練、情報処理を始め業務全般について、英国国防省におけるPFI事業による民間開放の事例を参考にPFI事業の可能性追求を行う等により、包括的又は部分的な民間委託を推進する。		逐次実施		

#### イ 検査・登録・資格試験等

事項名	措置内容	前計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
危険物保安術協会(総務省)	一定の安全管理基準を満たす事業者において自主検査が可能となる認定制度・基準・事後措置について、安全の確保を前提に検討する。 その結果、認定制度・基準が整備された場合には、認定基準に合致する事業者について、自主検査を認める。	計画・危険工	平成19年度中を目途に検討・結論、引き続き措置		
検疫の民間開放推進(厚生労働省)	検疫業務については、国民の身体、財産を直接侵害するような実力行使を伴う業務であることを踏まえつつ、公正性、中立性を確保し、業務を円滑かつ適正に実施できるよう事務処理の明確な基準を定め、かつ、民間の資格要件等についての担保措置を整備すること等により、検疫業務の民間開放を推進する。	計画・医療ク	逐次実施		

事項名	措置内容	前計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
中央職業能力開発協会 (厚生労働省)	<p>中央職業能力開発協会は国からの補助金等により多くの事業を実施しているが、各種技能検定職種のうち、現在民間参入が行われている職種は非常に限定的であることから、更なる民間参入の促進を図る。</p> <p>また、民間参入のない職種については、受検者等の社会的ニーズを踏まえ、技能検定職種として存続すべきかどうか検証し、見直しを行う。</p>	計画・雇用力	平成19年度以降速やかに措置		
農林水産消費安全技術センター (農林水産省) < 農水工に再掲 >	<p>a 農薬の登録については、安全性の担保等を理由に国が果たすべき役割として様々な検査を行っているが、他方で農薬の登録に要する期間が長期に及ぶことから、農業生産の効率化に向けその期間短縮、簡素化が求められているところである。</p> <p>このため、農林水産消費安全技術センターにおいて数値目標を設定すること等により検査の効率化に努めるとともに、関係行政機関と連携して農薬の登録に要する期間の短縮に取り組む。</p>	重点・官業 (2)	措置		
	<p>b 現在、薬効・薬害試験等農薬の登録申請に用いられる各種試験成績の一部には、都道府県の農業試験場等の公的機関において試験したものの提出を求めているが、期間短縮を図る観点から、信頼性を確保できる民間機関による試験を認めるなど民間開放を推進する。</p>		措置		
	<p>c 農薬の適用病虫害の適用拡大については、いまだ適用拡大について改良の余地があるため、更なる適用拡大を認める。</p>		措置		
	<p>d 普通肥料の銘柄登録については、安全性の担保等を理由に国が果たすべき役割として検査を行っている。</p> <p>これまでも、業務の効率化による審査期間の短縮、業務のアウトソーシングの推進等の取組を行ってきているところであるが、普通肥料の生産業者の一層の負担軽減を図る観点から、原</p>		措置		

事項名	措置内容	前計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	材料や生産工程・これまでの科学的知見を踏まえ、普通肥料のうち可能なものは更新期間を6年間に延長する。				
種苗管理センター (農林水産省) < 農水工 に再掲 >	a 再試験が必要とされる理由を明確に申請者に説明するとともに、申請者においてその説明に疑問があれば、意見交換を行うなどの透明性の高い対応の仕組みを確立する。	重点・官業 (2)	措置		
	b 栽培試験のみならず、更なる品種登録業務の民間開放を推進する。		措置		
	c 種苗管理センターの中期計画において、原原種生産の部分的な民間移行を検討しているが、日本の農産物の競争力を高めるためにも、民間企業において生産意欲のある原原種については、安定供給の確保を図りつつ、民間移行を確実にかつ早期に行う。 なお、その結果、同センターが引き続き生産を行う原原種についても、生産意欲のある民間企業が現れ、安定供給の確保が図られる場合は、その企業への原原種生産の移行を行う。		措置		
自動車検査 独立行政法人 (国土交通省)	自動車の継続検査(いわゆる車検)については、約70%は既に民間の指定整備工場において点検・整備と検査がセットで実施されている。 しかしながら、民間の指定整備工場において、検査のみを実施することは認めておらず、残りの約30%については、自動車検査独立行政法人において検査を実施しているところである。 自動車検査については、今後、更なる民間能力の活用を図るため、指定整備率の確実な一層の向上を図るべく、例えば指定要件の緩和などを含め具体的方策を策定し、その着実な実施を図る。	重点・官業 (2)	措置済 (平成 19年4 月1日 施行)		

ウ 調査・研究、研修等

事項名	措置内容	前計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
独立行政法人酒類総合研究所 (財務省)	a 酒類総合研究所の研究業務については、一層の効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、積極的に民間機関との共同研究や研究の民間機関への移行を念頭におきつつ、基礎的・基盤的研究に重点化を図るべきである。	重点・官業 (3)	検討開始、結論を得次第措置		
	b 酒類の分析業務についても、中立性を保ちつつ、民間開放を推進する。		検討開始、結論を得次第措置		
独立行政法人日本学生支援機構 (文部科学省)	a 当該機構が国の教育施策の一環として実施している奨学金貸与事業は、一方では政策金融機関類似の業務であり、金融業務として適切・効率的に実施されているか、「民間でできることは民間に委ねる」ことができないか等の観点から、見直しが行われるべきである。まず、回収業務については、平成17年度における要回収額に係る回収率は78.2%、平成16年度の77.9%に比して向上はしているが、引き続き回収率の更なる向上についての分析と方策を検討し、業務の効率化、合理化の観点から、費用対効果の検証を踏まえつつ、回収業務について民間に委ねられる業務については、積極的に民間委託を進める。	重点・官業 (3)	措置		
	b また、融資業務についても、より効率的・効果的な業務運営を推進する観点から、民間活用について検討する。		措置		

事項名	措置内容	前計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	c さらに、学生生活支援事業については、学生向けに開催している各種イベント（セミナー、フェスタ等）教職員向けの研修、月刊誌発行事業等に関して、対象者の間における認知度やニーズの観点から、効率的・効果的な運営が行われているかを把握し、学生生活支援に関する大学等の自主的な取組を促すための支援という観点から当該機構の実施する学生生活支援業務の対象を厳選し、必要性の少ない事業については統合や廃止を検討する。		措置		
独立行政法人労働政策研究・研修機構 (厚生労働省)	a 機構が行う研究事業においては、中期目標で示された中長期的な労働政策の課題に係るテーマに対応したプロジェクト研究及び個別研究を行っているが、そのすべてを機構自らが行う必然性はないものと考えられる。したがって、機構が行う研究は、労働政策の企画立案に資するプロジェクト研究及び厚生労働省の要請研究の中でも緊急性・重要性の高い新たな政策課題に関する研究に集中し、その他の研究については機構が行うものとしては廃止する。	重点・官業 (3)	措置		
	b さらに、研究実施者については選定・評価を厳格に行うとともに、過去の業績を的確に評価すること等、審査の客観性・透明性を高めるための厳格・公正な選定基準を予め明示したうえで、公募による選定を導入する。		措置		
	c 併せて、すべての研究について、事後に政策にどのように反映され、学術的な評価を得ることができたのかを検証し、これを公開する。		措置		
	d また、研修事業についても、その内容を詳細に検討し、民間で実施可能な内容については、民間開放を推進する。		措置		

## エ 給付、徴収等

事項名	措置内容	前計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
国税のクレジットカード決済 (財務省)	国税の納付手段の一層の多様化を図るためのクレジットカード払いによる納付については、納税者の利便性の向上に寄与するものであり、納税者負担を含めた手数料負担の在り方等諸課題について検討を行い、結論を得る。	計画・金融 オ30	検討・結論		
国民年金保険料のクレジットカード決済 (厚生労働省)	国民年金保険料の納付率向上に向けて納付手段の一層の多様化を図るため、クレジットカード払いによる納付について、平成19年度中速やかに所要の措置を講ずる。	計画・金融 オ27	措置		
若年退職給付の民間開放推進 (防衛省)	若年退職給付に関する業務については、基準に基づき決定された給付金の支給であり、裁量の余地はなく、十分なガイドライン化、マニュアル化等により民間による実施が可能であると考えられる。また、民間開放することで退職者に対するサービスの低下を懸念するとの意見もあるが、給付業務にノウハウを有する民間に任せることにより、むしろサービスの向上も期待し得ると考えられることから、若年退職給付業務の民間開放を推進する。	計画・金融 オ23	以降措置		

オ その他

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
<p>放置駐車違反車両の移動・保管、パーキング・メーター等の保守管理 (警察庁)</p>	<p>放置駐車違反車両の移動・保管については、警察署長のほか、全都道府県において、指定車両移動保管機関を指定しているが、現状においては、指定は公益法人(各都道府県の交通安全協会)に限られている。この指定車両移動保管機関を公益法人に限る合理的理由はないことから、新たな駐車法制の施行後の違法駐車状況等も踏まえ、指定対象について営利企業を含む法人一般に拡大するとともに、複数指定が可能となるよう検討する。</p> <p>なお、現在、放置駐車違反のレッカー等の諸経費が車の返還時まで徴収されていないケースもあり、放置駐車違反の一層の抑止の観点から負担金等の徴収方法についても検討する。(第166回国会に関係法案提出)</p>	<p>計画・運輸ア36</p>	<p>法案成立後公布</p>		
<p>切手、証券、政府刊行物等の製造等における民間参入の推進 (財務省)</p>	<p>印刷業務については、平成15年4月から独立行政法人化されることとされているが、独立行政法人の業務とされているもののうち切手、証券、政府刊行物等の製造、印刷等については、既に競合する民間事業者でも実施されていることを踏まえ、廃止、民間への移管を含め、当該業務を継続させる必要性、組織の在り方について遅くとも独立行政法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討を行い、結論を得、その結果に基づき所要の措置を講ずる。</p>	<p>計画・競争工</p>	<p>遅くとも独立行政法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討・結論</p>		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
(財)介護労働安定センター (厚生労働省)	介護労働安定センターの業務全般について民間との役割分担を明確化し、他の民間主体でも実施可能なものについて、そのような主体にも委ねられるよう、競争的手法による契約の導入等、民間開放を推進する。	計画・雇 用力	速やかに措置		
独立行政法人緑資源機構 (農林水産省)	a 水源林造成事業については、どのような基準で新規事業採択がなされているか不透明であるとの指摘があることから、事業の透明性を高めるとともに、国民に対する説明責任を果たす観点から、その事業目的を明らかとしつつ、厳密な費用便益分析に基づく定量的な採択基準により新規事業採択を行うとともに、これを国民に分かりやすい形で明らかにする。	重点・官 業(4)	結論、以降速やかに措置		
	b また、緑資源幹線林道事業については、談合など入札等に関して公正取引委員会の調査が行われている。これについて、業務適正化を図る観点から、今後、不適正な事例が二度と発生することのないよう、研修等を通じた関係職員に対する法令遵守を徹底するとともに、現在の管理態勢を抜本的に見直し、チェック機能の強化等再発防止に向け、内部管理態勢の強化を図る。		結論、以降速やかに措置		
	c さらに、緑資源幹線林道事業及び農用地総合整備事業については、今後、新規採択は行わず、既着工路線・地区についても費用便益分析を実施して、費用便益比の低い路線・地区の工事の中止等必要に応じて事業規模・規格の見直し・縮小を行い、緑資源幹線林道事業は現在の着工路線の工事が終了した段階で、農用地総合整備事業は既着工地区が終了した段階で、事業の廃止を決定する。		結論、以降速やかに措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
独立行政法人日本貿易振興機構 (経済産業省)	a 独立行政法人日本貿易振興機構が行う事業について、各事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果の定量的分析を行うなど、明確な指標に基づく事業実績の評価を実施し、特に対日投資支援事業については、投資効率の向上に努めるとともに、国際ビジネス支援事業については、更に具体的な受益者負担の基準の設定を行い、より適正な受益者負担を積極的に求める。	重点・官 業(4)	結論、以 降速や かに措 置		
	b また、個々の事業の必要性等につき十分検討しつつ、人件費改革等の経費縮減に向けた取組、自己収入拡大、事業の廃止・外部化、随意契約の見直し等の取組を通じて、極力、運営費交付金等の国費を削減する等業務運営の効率化を推進する。		結論、以 降速や かに措 置		
独立行政法人空港周辺整備機構 (国土交通省)	空港周辺整備機構は、前身の認可法人設立(大阪国際空港周辺整備機構については昭和49年、福岡空港周辺整備機構については昭和51年)以来今日まで、大阪国際空港及び福岡空港に係る移転補償業務や緑地造成事業を国から受託して行っているが、低騒音型機の導入や空港の運用の見直し等により騒音の発生を抑制し、騒音対策区域を見直すことはもとより、これらの業務・事業が開始以来既に30年を経ていることにかんがみ、騒音対策の大幅な縮小に向けて更なる見直しを図る。	計画・運 輸ウ a	検討	検討・結 論	

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
自衛隊地方協力本部が実施する援護業務等（防衛省）	<p>自衛隊地方協力本部において行われている自衛官の援護業務（再就職を希望する自衛官のための求人開拓等）については、現在、防衛省において「就職援護業務に係る部外力活用に関する調査研究」が実施されているところであり、当該調査研究の結果も踏まえつつ、民間開放を推進する。</p> <p>なお、自衛隊地方協力本部において行われている自衛官の募集業務については、現在、多数の自衛官が自ら実施しているところであるが、その更なる効率化について、諸外国の動向も考慮しつつ、一部に退職自衛官を活用することなども含め検討する。</p>	計画・雇用力	以降措置		
バックオフィス業務の民間開放（全府省）【人事院】	<p>バックオフィス（内部管理業務）については、「内部管理業務の業務見直し方針」（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、官房基幹業務に関する業務の見直し及びシステムの整備等が実施されているが、更なる業務の合理化、システムの効率的整備等を図ることが重要である。</p> <p>したがって、民間企業において外部委託が進んでいる内部管理業務について可能な限り民間開放を推進する。</p> <p>（「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。）</p>	計画・IT	逐次実施		